

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

令和6年12月登録日現在における広島県後期高齢者医療広域連合の直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

令和6年12月20日

広島県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員長 三村 義雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項において準用する法第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数

45,472人

- 2 法第291条の6第1項において準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定並びに法第291条の6第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

384,198人

- 3 法第291条の6第1項において準用する法第80条第1項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市 町 名	必要な有権者数
広島市	221,837人
呉市	58,055人
竹原市	6,685人
三原市	24,363人
尾道市	35,680人
福山市	125,234人
府中市	10,134人
三次市	13,553人
庄原市	9,020人
大竹市	7,268人
東広島市	50,364人
廿日市市	32,021人
安芸高田市	7,353人
江田島市	6,003人
府中町	14,247人
海田町	8,228人
熊野町	6,579人
坂町	3,453人
安芸太田町	1,615人
北広島町	4,775人
大崎上島町	1,873人
世羅町	4,152人
神石高原町	2,315人